箕輪町

箕輪町役場　商工観光推進室　　プレスリリース

平成 31 年 4 月 17 日　発信

報道機関各位

箕輪町　商工業関係補助金について

箕輪町では、従来の商工業分野における補助制度を一部見直し、更に新規補助制度を創設しましたので、ご紹介いたします。

内　容
①【新設】箕輪町飲食店創業支援補助金
②【新設】箕輪町事業承継支援補助金
③【新設】箕輪町産業に関する国際規格等取得補助金
④【新設】箕輪町中小企業共同事業促進補助金

⑤【改正】箕輪町工業製品試験手数料及び設備利用料補助金
⑥【改正】箕輪町中小企業人材育成研修費補助金
⑦【改正】箕輪町工場等設置事業補助金
⑧【改正】箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金

⑨【募集中】箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金

その他　個々の補助金の内容については、添付資料をご覧ください。
町の HP にも、掲載しています。

添付資料　有　　無

商工観光推進室　商工係
（産業支援センターみのわ内）
（室長）高橋　英人　（担当）小林　正人
電　話：0265-96-8300
ＦＡＸ：0265-96-8301
Ｅ－mail：sangyou@town.minowa.lg.jp

育てる男が、家族を変える。社会が動く。
育 MEN イクメンプロジェクト
箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！

みのわ ファンクラブ MINOWA Fan Club
お得な特典満載の
みのわファンクラブ
会員募集中！

箕輪町　商工業関係補助金

①　【新設】飲食店創業支援補助金

（１）目　　的　町内にて飲食店（居酒屋やﾁｪｰﾝ店を除く）を新たに創業しようとする者に対し、創業に係る経費の一部について、定額を補助する。

（２）内　　容　飲食店の創業に係る工事費、備品購入費、建築費、増改築費、宣伝広告費、土地・建物購入費などの一部を補助する。（２件／年度、経費 200 万円以上に対し 100 万円の定額補助、平成 33 年度までの期間限定補助）

（３）そ の 他　現在募集開始中。締め切りは５月３１日（金）

②　【新設】事業承継支援補助金

（１）目　　的　小規模製造事業者(常時使用する従業員の数が 20 人以下の会社・個人)の事業承継を促し、廃業を減少させるため、事業承継に伴う経費の一部を補助する。

（２）内　　容　税理士や弁護士などの専門事業者への相談料や診断料、M&A の仲介に伴う経費などの一部を補助する。(経費の 1/2 以内、上限 20 万/年度、平成 31～35 年度までの期間限定補助)

（３）そ の 他　随時受付（ただし、予算の範囲内での補助）

③　【新設】産業に関する国際規格等取得補助金

（１）目　　的　町内中小企業者が国際規格 ISO 及び国内規格 JISQ を取得することで企業価値の向上、受注件数の増加を図るため、取得に係る経費の一部を補助する。

（２）内　　容　中小企業者が、ISO9001、ISO13485、ISO14001、ISO22000、JISQ9100 等の取得に要する委託料、資料購入費及び申請料などに係る経費の一部を補助する。（経費の 1/2 以内、上限 50 万円）

（３）そ の 他　随時受付（ただし、予算の範囲内での補助）

④　【新設】中小企業共同事業促進補助金

（１）目　　的　共同事業グループによる経営改善の研究、新製品の研究及び開発、共同受注等の新規販路開拓事業を促進するため、必要な経費の一部を補助する。

（２）内　　容　共同で行う新技術・新製品の開発・研究に係る経費や、共同受注システム導入経費、販路開拓経費、共同事業所整備費などの一部を補助する。(経費の 1/2 以内、上限 30 万円、一の事業に対し３年度間まで可)

（３）そ の 他　随時受付（ただし、予算の範囲内での補助）

⑤　【改正】工業製品試験手数料及び設備利用料補助金

（１）目　　的　中小製造業者の製品開発経費の負担を軽減し、あらたな開発意欲を高めることで産業振興の促進を図る。

（２）内　　容　長野県工業技術総合センターでの試験等手数料の一部を補助する。加えて、設備の利用料も補助対象経費とする。（経費の 1/2 以内、一の補助対象事業者あたり上限５万円）

（３）そ の 他　随時募集（ただし、予算の範囲内での補助）

⑥　【改正】中小企業人材育成研修費補助金

（１）目　　的　中小企業の人材育成研修への補助金。対象研修の明確化及び種類の拡大

（２）内　　容　人材育成研修、その他資質及び能力向上に寄与する研修費の一部を補助（経費の 1/2 以内、受講者１人につき３万円の上限、一の補助対象事業者あたり９万円/年度が上限）

（３）そ の 他　随時募集（ただし、】予算の範囲内での補助）

⑦　【改正】工場等設置事業補助金

（１）目　　的　制度を見直し、次の項目についての改正を行う。

（２）改正内容　ア）用地取得面積要件を改正　3,000 ㎡以上⇒5,000 ㎡以上

イ）補助金交付期間の延長 3 年間の分割交付⇒5 年間の分割交付

（３）そ の 他　対象企業へ町から案内を８月を目途に送付

⑧　【改正】未来を担う若者正規雇用補助金

（１）目　　的　正規雇用の促進について補助金設立当時（H25）から社会情勢が変化、更に有効求人倍率の上昇等に鑑み、当該補助金を廃止する

（２）改正内容　平成 31 年３月 31 日までに正規雇用された者に対する補助金の交付をもって当該補助金制度を平成 32 年３月 31 日付け廃止する

⑨　【募集中】新技術及び新製品開発事業補助金

（１）目　　的　町内の中小企業者が新分野進出、新事業を図るために行う新技術及び新製品の開発に要する経費に対し、補助金を交付する。

（２）内　　容　町内に事業所を有し、製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、新技術及び新製品開発事業を実施する者のうち、専門家による審査会にてプレゼンテーションを行い、審査結果に基づき補助金額を決定する。（単体申請：経費の 1/2 以内で上限 50 万円、連携体申請：経費の 1/2 以内で上限 100 万円）

（３）そ の 他　現在募集中。締め切りは５/10（金）。審査会は 5/22（水）を予定